

札幌市基金条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第2項中「、当該剰余金」を「当該剰余金」に改め、「、保険給付に要した費用の前3年度の平均年額に相当する額に達するまで」を削り、「、介護基金」を「介護基金」に改める。
- (2) 第8条第3項を次のように改める。

3 国保基金は、次に掲げる場合に処分することができる。

- (1) 国民健康保険事業に要する経費に充てる財源に不足を生じた場合
- (2) 国民健康保険事業の円滑な運営に必要な場合において、予算で定めるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険支払準備基金の積立ての上限を廃止するほか、当該基金の処分を行うことができる場合を改めるため、本案を提出する。